

八 卸 発 第 33 号
令和 8 年 6 月 19 日

会 員 各 位

八戸地区交通安全協会
八戸卸センター支部
支部長 千葉 敬司
(支部長印略)

交通安全運動の街頭活動協力依頼について

前略 来る7月21日(火)から31日(金)まで「夏の交通安全県民運動」が実施されることになり、交通安全協会から別紙のとおり運動期間中の重点事項と主な推進項目等実施要綱が発表されましたので、従業員の皆様にも周知くださるようお願いいたします。

また、当支部としても県民運動に合わせて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、下記のとおり皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、参加の有無および人数については7月13日(月)までに卸センター事務局(FAX20-5599)までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 実施日時 令和8年7月24日(金)午後5時00分から午後5時30分まで
※午後4時55分集合(受付で半てん・タスキを受け取って下さい)
2. 実施場所 A. 八食センター前信号付近 (八食センター、中央卸売市場協力会で実施)
B. 卸センター西口交差点付近 (陸運事業、卸センターで実施)
※青森トヨペット様、青森ダイハツモータース様、B.I様は
ご参加の際、卸センター西口にお集まりください。
集合場所は別紙にてご確認願います。
3. 参加人数 各会員1名以上
4. 活動内容 交差点で信号待ちのドライバーに安全運転をお願いし、粗品を差し上げる。

※ 雨天等悪天候の場合で街頭活動を中止する場合は、卸センター組合事務局から午後2時頃までに、ご連絡いたします。

以 上

7月の夕暮れ時の早め点灯目安時刻は午後6時00分です。
8月の夕暮れ時の早め点灯目安時刻は午後5時00分です。

夏の交通安全運動 街頭活動への参加について

令和8年 月 日

(協)八戸総合卸センター 磯川 行
(FAX 20-5599)

会員企業名

参加人数

※参加できない場合は0人とご記入下さい。

夏の交通安全県民運動

実施要綱

① 運動期間

令和8年7月21日（火）～令和8年7月31日（金）までの11日間

② 目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

③ 運動の重点とその主な推進項目

No	運動重点	推進項目（抜粋）
1	歩行者の安全確保と安全運転意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進 ■反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進 ■全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート等の使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
2	自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解・遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ■夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進 ■特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
3	飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進 ■妨害運転（いわゆる「あおり運転」のこと）等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

※ 社内に掲示するなど、従業員の皆様に周知頂きますようお願いいたします。

